

東京税財政研究センター 会 報

NO.120

2021・8・10

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3306)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第27回通常総会



理事長

岡田 俊明

コロナ禍で、皆さん大変な思いでお過ごしのことと思います。オリンピックが強行されており、「安全、安心」を壊れたレコードのように（古い表現ですね（笑））ただ繰り返すわが宰相。国民の「なぜ？」の疑問に、説明せず、説明できずに突っ走っています。感染第5波が全国を覆い急拡大する中での開催です。

当センターの年次総会は、8月23日開催になりますが、その前日の22日まで緊急事態宣言の期間で、それが延長になっていたとしても、今年は2年ぶりの総会を必ず成立させたいと準備しています。会員の皆様には、委任状の提出を含め、ご出席をお願いいたします。なお、当日は、コロナ禍の税務行政についての意見交換が有益なものとなると確信しております。

税制上の性差別問題

ところで、「タンポン課税」（Tampon Tax）って聞いたことがありますか。

つい先日、TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）のWeb学習会で、石村耕治代表（白鷗大学名誉教授）が報告され、全国からの参加者が目を見張ったテーマです。

近年、「課税における性の平等」や「課税における性の公平」を求める動きが、国連や途上国を含め世界的な広がりをみせています。

最近、わが国で学校や企業で女性の生理用品を無償



（日本海の夕日）

で用意するという動きが広がっているというニュースが注目されました。遅ればせながら日本の社会での関心、問題意識が広がりつつあります。

タンポン課税問題は、具体的には付加価値税（消費税）や売上税において、女性が避けようのない生理用必需品であるタンポン物品の消費を課税対象にしないという取り組みです。世界の納税者運動では、こうした女性が逃れられない理由に配慮せずに課税することは、制度的な性差別的課税の典型であると主張するわけです。

東京税財政研究センターにおいても、積極的にこのテーマに関与したいと考えています。会員の皆さんに刺激となれば幸いです。

第27回通常総会

一、日時 八月二三日（月）
二、会場 全労連会館（別図参照）
御茶ノ水駅徒歩一〇分

三、議題

- (1)事業活動、決算報告
 - (2)事業計画、予算案
 - (3)役員改選
- *総会議案書類はすでにご送付しています。忘れずご持参ください。
当口座をしごします。当口座は支拂をあきれなく。

質問検査権の新たな条文 いかにも悪スジで 心配だらけ

小田川 豊作・会員

令和3年度税制改正で質問検査権を規定する国税通則法第74条の2に第5項が創設された。7月1日の新規調査から適用となっている。

創設の理由は「異動を繰り返すことにより調査忌避が行われる事例が散見される」からだという（財務省・税制改正の解説）。

優秀な税逃れ者であるGABAなどは国をまたいでの税逃れを行っていることから見れば可愛いものだが、法の穴、盲点を捗し出し、税逃れに利用する者がいる。法は追いかけて対応することになるので、改正の理由は分からなくもない。

だが、新設された第5項はいかにもスジが悪い。官僚たちの劣化がこんなところにも現れているのではないかと心配になる。老婆心ながら心配事を並べておくことにしよう。

まずは創設された第5項の条文と、関連して新設された国税庁の通達を読んでいただきたい。

国税通則法第74条の2

5 法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。）についての調査通知（第65条第5項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第1項第2号又は第3号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。

「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

（「当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）」の意義）

1-9（新設） 法第74条の2第5項に規定する「当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）」とは、同項の規定を適用することができる調査について、当該調査通知を行った場合の調査に限ることをいうのであり、その調査の内容が当該調査通知をした項目（調査対象税目、調査対象課税期間）に限定されるものではないことに留意する。

（注）例えば、実地の調査において、調査通知をした課税期間以外の課税期間について非違が疑われる場合には、その調査通知をした課税期間以外の課税期間についても、その調査通知をした課税期間と併せて、異動前の納税地を所轄する国税局又は税務署の当該職員が質問検査等を行うことが可能であることに留意する。

条文の意味

X社の調査をやるぞと選定したA署が、「調査通知」をしたらX社は本店をB署に異動した。改正前はB署の当該職員しか質問検査権を行使できない。選定したA署の当該職員は選定した情報や内観調査の情報を有しているのにそれが生かせない。X社に逃げられたA署の署長は、うちが情報を持っているのだからうちの職員に調査をやらせたいと判断した。そこでこの第5項を法的裏付けとしてB署に連絡し、B署はB署の当該職員に代わりA署の当該職員にX社の調査にあたらせ、きっちり落とし前をつけさせてもらおうというのである。

これが条文の示すところである。

入口から効果に心配事

この条文が働くための入り口は選定したA署の「調査通知」である。では「調査通知」の法的意味合いはなにか。これは加算税の取扱いで書かれていくもので、調査手続で規定されている「事前通知」（通第74条の9）とは別物。「調査通知」を法的裏付けのある手続と捉えることはできな（次ページへ）

(前ページから) い。ということは、「調査通知」は行政指導ということになる。

行政指導は行政手続法で規定されており、趣旨を告げ相手の協力がいる。協力しないことで不利益取扱いはない。そうすると、「調査通知」の電話を受けたものが、趣旨を聞いた途端「私は受けません」と拒否すれば「調査通知」はできない。このやり方で本店移転を繰り返せば、この条文の意味はないことになる。現状とまったく変わりがない。

仮にB署が無予告調査を行った場合に、A署の当該職員を使うことができるであろうか。無予告の場合、「調査通知」されていないのであるから、それはできない。

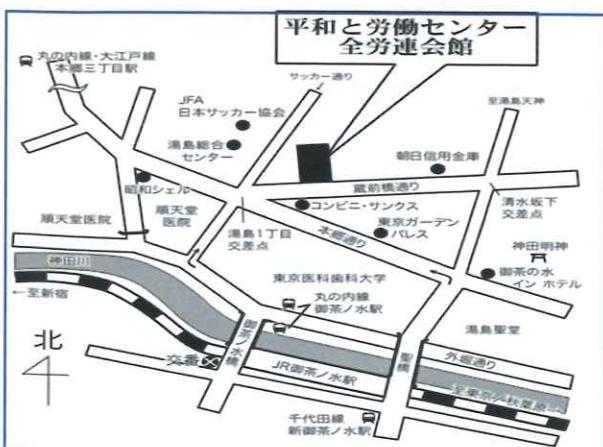
調査手続を含む行政手続に対して日本の行政機関は時代遅れの感覚しか持ち合わせていないが、頭のいい官僚たちに心配はないのだろうか。

権限付与、無限に広がる心配事

行政はそれぞれの役割を担う機関が法的裏付けをもって行政にあたっている。

税務調査はそもそも更正や決定という処分の前段として位置づけられており、処分権は各納税者の所轄税務署の署長であると通則法は規定している。この法的構造は、処分権を基礎においてそれを行使できる機関としての所轄税務署長に調査権限を与えるもので、処分権のない者がそれに付随する判断をおこない、処分権を持つ行政機関の行動を縛るとしたら、まさに歯止めが無くなり行政に混乱をもたらすことになる。

行政法の世界では、行政の任務・権限を組織の帰属からアプローチする考え方、機能性を重視する立場から組織の帰属を柔軟に考えるアプローチがあるといわれているが、日本の税務行政は前者の立場で



成り立っている（デジタル庁などかなりおかしくなっているが）。

今回の改正はどうも後者の立場を取り入れたかのようであるが、処分権のない税務署長が調査の効果・効率を判断してすでに所轄ではない職員に質問検査権を行使させることを決めてよいのか、という図らずも行政法上の基本的問題を提起した格好になった。

これは余程慎重に検討されなければならない。

というのも、「課税通報」という行政上の行為がある。これは、警察の犯罪捜査で脱税も把握された場合、警察官が所轄税務署長に課税情報を通報する仕組みである。現時点では、通報を受けた所轄税務署長が調査の必要性を判断し、その税務署の当該職員が調査を行って処分する。

しかし、機能性を重視するなら、脱税情報をつかんだ警察官が最も生の情報を把握しているのであるから、この警察官に税務の質問検査権を与えて税務調査するのが効率的となる。従って、今回の創設条文に倣えば、犯罪捜査で脱税情報をつかんだ警察署長が必要性を判断し、その警察官を所轄税務署の当該職員に代わって質問検査をさせればよいということになりかねない。

なんとも恐ろしい心配事が頭をよぎるのだが、いまの政権ならやりそうなのが怖い。

通達も悪スジ

新設された通達1-9もどうかと思う。「調査通知」を法的に裏付けられた調査手続と解釈しているのである。しかし、法的に規定されているのは「事前通知」である。

「調査通知」は「事前通知」の2つをつまみ出し、政令で定めた実地調査をする旨の3点を通知する単なる課税庁の行為でしかない。したがって、そこで通知した対象税目と対象期間は単なる打診でしかない。だから、通達の本文も注書きもまったく意味はない。このような通達を新設する意味がないのだ。

これらのこととは「事前通知」事項にきちんと規定がある。調査手続を一体どのように捉えているのかいささか心配になる。

調査手続で「事前通知」が規定されているにもかかわらず、なぜ「調査通知」なる行（次ページへ）

(前ページより) 為を置いたのか。それは「事前通知」するにあたり調査日を事前にすり合わせるため電話をいれ、日程をほぼ確定させてから電話で「事前通知」する手法にこだわっているからだ。

これだと、税逃れを探究しているものからすれば「穴」を教えて貰っているに等しい。

税関のように書面で「事前通知」を行い、その後に法の規定に従い調査日程を確定さ(次ページへ)

(前ページから) せればいいのであって、書面を排

除したいという課税庁のくだらないこだわりが税逃れを助長していることもわかっていないらしい。

改めて言うが、この通達は不要である。また、通65条第5項と追加された通72条の2第5項の「調査通知」は「事前通知」とすれば、少なくとも調査手続規定の法的裏付けを得ることになり、いくらかスジは良くなるが、それにしても行政法上かくも問題をはらむ条文が何の審議もなく成立してしまうことが本当に心配になる。

傍観してはならない インボイス制度

岡澤利昭・会員

インボイス制度導入は令和5年10月1日ですが、「事業者登録番号」の申請は本年10月から開始されます。すでに、センター会員には業者団体、納税者団体などからの講師要請が増えていると聞きます。その際に、考えておきたいポイントについて、筆者の経験からまとめてみました。

◆免税事業者の実態を軽視した制度導入であり多大な混乱が想定される

国税庁税務統計からみると、令和元年度における免税事業者総数は423万件、うち個人事業者は333万件を占め、免税業者割合は事業者の76.4%にも及んでいます。

しかし、税務統計では把握できない不動産所得や雑所得、給与所得者の中にも免税事業者が多数潜在しております、実際には500万件をはるかに超える免税事業者数が推測されます。

また、消費税導入以降偽装請求負的な免税事業者の増大や、農協やシルバーリースセンター、芸能社等一つの企業や団体の下に多くの免税事業者が所属しているケースが多く、当事者間には利害対立も生じやすい状況にあるとみられます。

《乱暴な導入経緯》

1 消費税制度の「適正化」を急ぐあまり、軽減税率制度導入に便乗したもので、免税事業者の実態を軽視した乱暴な手順で導入した

▼そのために、平成28年税制改正法附則171条2項の見直し規定(軽減税率制度の導入後3年以内)を置かざるを得なかった。

▼政府が、眞面目にインボイス制度を導入しようと

するのであれば、例えば……

- ・事業者の批判を恐れず免税制度を大幅に縮小し
- ・日税連からも指摘されている「基準期間」の廃止や、新たな「申告不要制度」を創設し
- ・すべての取引を課税対象としたうえでインボイス制度を導入する

ということであったなら、混乱を生じさせるものとはならなかつたでしょう。

▼軽減税率導入とインボイス制度は、もっぱら自民・公明両党による与党協議の場で議論され、EU型インボイス制度が、「インボイスの事後的な追跡が容易になる」「インボイスの事業者番号を用いて、税務執行における取引情報の名寄せが容易になる」など、徴税事務に都合のいい制度として採用された経緯があります。

《取引と行政に支障》

2 自由な商取引に重大な影響を及ぼすだけでなく、税務行政に多大な支障をきたす

インボイス制度導入によって、買いたたき(値引きの強要)が横行することになれば、消費税転嫁対策特別措置法(現在は下請法等)により、「50万円以下の罰金」が科され、免税事業者の更新されないままの賃貸借契約書は消費税法違反とされたり、さらには、免税事業者に対する意に沿わない課税選択(次ページへ)

(前ページより) の強要が行われたりすれば、違法・不当な商取引が蔓延することになりますかねません。

※親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたき」として下請法違反になります(同法4条1項5号)。

税務署には、税理士に依頼できない免税事業者が申告や実務処理の相談に押し寄せ、「自分には消費税は関係がない」と思い込んでいた多数の消費税滞納者が生じることなどは容易に想像できます。免税事業者が「消費税難民」となりかねません。

やがて、コロナ後の経済復興が課題となっていく時期だけに、少なくとも、インボイス制度の延期や見直しが必要です。

《益税は存在するか》

3 免税事業者に対する益税攻撃で課税選択の強制を正当化しようとしている

最近は、インターネット上でもインボイス制度の情報が急増していますが、そこで共通して目立つのは「免税事業者は益税を得ている」「課税選択せざるを得ない」という内容です。

「益税」と呼ばれるものは、一般には「消費者から預かった税金が税務署に納められず事業者の手元に残ること」といわれていますが、その意味は理解が難しいものです。それは、税金の問題というよりモノやサービスの「価格」の問題だからです。これが「過剰転嫁」を意味するとすれば、小規模な免税事業者の実情からすればほとんど存在しないといえるものです。

▼財務省が率先して免税事業者に課税選択を誘導している

本年4月16日に開催された第1回消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議に財務省主税局が提出した資料には、「課税事業者を選択した場合、インボイスには消費税率や消費税額が記載されることから、これが消費税額分の円滑な転嫁に資する」など特措法を軽視し、さらには、「免税事業者が課税選択をした場合、簡易課税を選択すれば…追加の事務負担は必ずしも多くない」など、保障された免税制度を自らが否定するものとなっています。

▼意図的に免税事業者の把握をサボって、社会の関心を逸らそうとしている

財務省に取材して明らかとなったのは、多少時間をかけなければ免税事業者数の実態が把握できるにもかかわらず、財務省の施策はもっぱら課税事業者への周知だけで、免税事業者の混乱は、80%控除、50%控除の経過措置(各3年間)で事業者間でもみ合っているうちに淘汰されるという極めて無責任な対応になっています。

《消費税転嫁対策特別措置法の考え方》

4 7月16日に公正取引委員会に取材しました

▼法律制定の経緯を含め、特措法はインボイス制度導入を予定したものではなく、あくまで8%→10%と連続した増税を定着させるのが目的でした。

したがって、インボイス制度導入後は、経過措置の仕入れ税額控除80%、50%の配慮と免税事業者が仕入れで負担している「消費税相当額」を超える値引がなければ、一方的な措置でない限り特措法の出動はないと考えると答えています。

▼特措法の本年3月末失効後は、独禁法、下請法の中に組み込まれるため特段时限はない。

▼農協と農民のケースは、相対的には農民自身も株主同様な関係にあるが、農協に生産物の販売を委託する場合については、特措法の特定事業者と特定供給者の関係になる。シルバー人材センターの場合も同様。

▼具体的な買いたき等の問題が生じた場合、すでに担当部署が法律の失効で解散しており、実際には大きな社会問題にならない限り公正取引委員会が出動しづらいとのことでした。

《いま何をなすべきか》

5 インボイス制度の問題点を知らせることが重要

▼インボイス制度は、免税事業者との取引相手には仕入税額控除ができないという大きな問題があります。税理士の意場合、その顧問先に対する指導として、税制改正されたからといって形式的に「値引き」や「課税事業者選択」を求める、顧問先と取引先との対立が生じかねません。

免税事業者の多くが「消費税は自分には関係のない税金」と思い込んでいる傾向があり、制度の内容を理解したうえでの対応が重要です。

インボイス導入実施の強行が現実となる場合には、業界の動向、取引先との交渉(次ページへ)

(前ページから)を進めるとともに、経過措置も併せて検討し、免税事業者として生き残る道を模索する努力が必要でしょう。

▼インボイス制度は、自由であるべき経済取引に大きな障害を持ち込み、零細な免税事業者だけでなく、親会社にとっても消費税の負担増や下請企業との対立なども想定される以上、廃止もしくは延期が求められます。それを実現する社会運動が必要になります。

▼自治体や各種業界、関係団体に対するレクチャーや学習会の講師を積極的に受け入れたいと思います。来年の通常国会が「軽減税率制度の導入後3年以内」の時期に当たり、平成28年税制改正法附則171条2項の国会審議が、事業者・国民の大きな注目が集まるようになってほしいと思います。

インボイス制度導入、免税事業者の選択など、何が問題なのかの実例検証などに必要な情報を広く知らせるなど、センターとセンター会員の活躍を期待しています。



講師・講演活動日誌

5/15	全建総連東京都連
5/29	いのちとくらしを守る税研修会
6/17	全建総連
6/24	"
6/28	保団連
7/11	神奈川県建労組連

投稿 税経新報3・4月号

第63回「公開講座」

とき・2021年11月26日(金)

13:00～16:30

ところ・全労連会館(御茶ノ水)

参加費・5,000円(テキスト込み)

*資料代のみ2,000円(送料別)

コロナ禍での開催となるため、会場参加のほかZOOMによる参加も企画。ご期待ください。

「彼らは、日本でオリンピックが成功することに不快感を持っているのではないか。共産党に代表されるように、歴史認識などにおいても一部から反目的ではないかと批判されている人たちが、今回の開催に強く反対しています」[Hanada] 8月号に掲載された安倍前首相の発言である▼多くの世論調査では約半数の人が開催を中止・延期すべきとした。国民の半数はそうした意識を持っているという推論に至るのが統計学上の結論になります。安倍さんにしてみればただ事ではない。国民の半数は「反日」と推認されることになる。五輪の政治利用を目論んできた安倍さんであれば、「ここ」は一番、前面に立つてオリンピックを成功させ、「反日」をギャフンといわせなければならないところだろう▼覚えておいでだろうが、リオ五輪の閉会式で、日の丸の象徴を意図した「赤い玉」を抱いて土管から飛び出したのが安倍マリオである。第二次大戦後、国の大統領がオリンピックにしゃしやりることはなかつた。北京五輪やソチ五輪でも主席や大統領がショーに登場することはなかつた。いうまでもなくオリンピックは「都市」が開催することはある。国は主席ではない。その禁を破つてまで入れ込んだのが安倍さんであり、党則を変えて総裁の3選もゴリ押しして自分が主席の国粹発揚オリンピックを描いたのは容易に想像できる▼しかし、コロナウイルスがその目論見をもののか見事にひねりつぶした。日本の民主主義の底の浅さを世界に示し、「赤い玉」をもつて土管から飛び出すことを狙つていたであろう安倍マリオは、震災復興もままならずコロナにも打ち勝てないとみて早々と逃げてしまった。その意味では、平々凡々な開会式で幕を開けたこの時期の五輪開催は、決して皮肉ではなく、大いに歓迎していいのではないか。

(T.O)